



# 土田会計事務所より耳よりミニ情報！

## 生前贈与

平成26年9月

H25年度税制改正により、H27年1月以降に発生する相続について、基礎控除額が引き下げられた(下記の表参照)ことにより、相続税の課税対象者が増える事が予想され、「生前贈与」の重要性が高まっております。生前贈与による対策を有効に行い、相続税の節税をお計り頂けるよう、生前贈与のポイントをまとめてみました。

適用時期	現 行	H27年1月以降
定額控除	5,000万円	3,000万円
法定相続人比例控除	1,000万円×法定相続人の数	600万円×法定相続人の数

### 1. 贈与税の基礎控除の活用

贈与税の基礎控除額は年間110万円です。贈与税がかからない範囲で贈与するとすると、受贈者1人に対する贈与額は、年間で最高110万円となります。仮に受贈者が3人いれば、110万円の基礎控除が3人分で330万円(110万円×3人)になります。これを相続開始まで数年間、十数年間と続けていくことにより、着実に相続財産を移転(減少)させる事が出来ます。しかし、前述のように、贈与税のかからない金額は限定されておりますので、計画を立てて、お早目に対策を検討して頂く必要があります。

### 2. 贈与の特例制度

多額の金銭等を一時に贈与したとしても非課税とする特例制度がありますので、以下の通り、ご紹介させていただきます。

	通常の贈与	夫婦間の贈与	住宅取得等資金の贈与	教育資金の贈与
適用期限	—	—	H26年12月末まで	H27年12月末まで
非課税限度額	110万円	2,000万円	500万円(省エネ又は耐震住宅は1,000万円)	1,500万円
贈与者	限定なし	夫、妻	父母・祖父母など直系尊属	父母・祖父母など直系尊属
受贈者	限定なし	妻、夫	20歳以上の子・孫 合計所得金額2,000万円以下であること	30歳未満の子・孫
対象資金・資産	限定なし	居住用不動産 居住用不動産の取得資金	住宅の新築、購入、増改築に充てる資金	学校等に支払う費用 入学金、授業料、学用品代などの教育資金
その他		婚姻期間が20年以上。 贈与年の翌年3月15日までに居住又は居住見込み。 無税でも贈与税の申告。 同一の配偶者から一生に一度。	受贈年の翌年3月15日までに取得・増改築して居住又は居住見込み。 親族等の特別な関係のある人からの取得・増改築でない。 床面積(登記簿面積)が50㎡以上240㎡以下。	金融機関へ信託等を行う。 教育資金の領収書等を金融機関に提出。 教育資金非課税申告書を金融機関に提出。 受贈者が30歳に達した場合、残額を30歳に達した日に贈与があったものとする。 学校等以外の者(学習塾等)への支払額は、上限500万円。 受贈者が死亡した場合は、贈与税を課さない。

生前に財産を贈与することは、相続税の節税対策としてだけでなく、特定の人への財産分配を可能にする確かな方法としての側面もあります。遺言は、あくまでも死後の意思表示であり、記載事項の不備によっては無効になるなど、本人の意思と異なる分配がされる可能性が無いとは否定できません。相続人同士の話し合いにより円滑に相続財産の分割が行われれば良いですが、万が一のことを考え、争族防止のためにも計画的に生前贈与の準備をされてはいかがでしょうか？

(注) 贈与は契約によって成立します。贈与が行われる都度、贈与契約書を作成する必要があります。

土田会計事務所

担当：高木眞

HP <http://www.tsuchida-kaikei.com>

TEL 03-3981-0328 FAX 03-3981-2567